



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 富山労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者 各位

令和4年 10 月 28 日

【連絡先】

富山労働局労働基準部監督課

監督課長 岡 利光

過重労働特別監督監理官 稲原 章安

電話 076(432)2730

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

～「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」を実施～

「過労死等防止対策推進法」において 11 月は「過労死等防止啓発月間」とされていることから、富山労働局(局長 吉岡 勝利)は、同月間中に、県民への周知・啓発を目的とした「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、過労死等につながる過重労働への対応として「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

※「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡、若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【取組の概要】

1 県民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

過労死等を防止することの重要性について県民の自覚を促し、関心と理解を深めるためのシンポジウムを開催します。

- ・ポスターの掲示等による県民に向けた周知・啓発の実施

県民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やリーフレットの配布等により周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン（詳細は別紙を御参照ください。）

- ・使用者団体、労働組合等への協力要請

富山県と連携し、使用者団体や労働組合等に対して協力要請を行います。

- ・富山労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

富山労働局長が、長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例等を収集して広く紹介します。

- ・重点的な監督指導

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

・ 過重労働相談受付集中期間の設置

11月1日（火）から11月5日（土）（11月3日（木）を除く。）を過重労働相談受付集中期間とし、過重労働解消に係る相談と労働基準法関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けるとともに、労働相談と労働基準法等の違反が疑われる事業場の情報提供について県民に勧奨します。

・ 特別労働相談（＝電話相談）の実施

11月5日（土）を特別労働相談受付日とし、フリーダイヤルによる全国一斉の『過重労働解消相談ダイヤル』（無料）において、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が労働相談を受け付けます。

受付日時 : 11月5日（土）9:00～17:00

フリーダイヤル: 過重労働解消相談ダイヤル

0120-794-713（午前9時から午後5時まで）

・ 過重労働解消のためのセミナーの開催

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、会場又はオンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

[専用ホームページ] <https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

令和4年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

令和4年 11月1日(火)から 11月30日(水)までの1か月間

2 具体的な取組

(1) 利用者団体、労働組合等への協力要請

富山労働局長と富山県知事の連名により、県内の利用者団体及び労働組合等に対し、傘下企業及び労働組合において長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた取組が実施されるよう積極的な周知・啓発を行うことについて協力要請を行います。

(2) 富山労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

富山労働局長が、長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例について労働局ホームページなどを通じて広く紹介します。

(3) 重点的な監督指導

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を行います。

なお、監督指導の結果、重大・悪質な法違反が認められた場合は、送検し、公表します。

[重点的に確認する事項]

① 【長時間労働の抑制・36協定の適正化】

時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」(36協定)の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。

② 【過重労働による健康障害の防止】

長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

③ 【労働時間管理の適正化】

不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。

④ 【賃金不払残業の是正】

賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。

※監督指導の結果、1年間に2回以上同一条項の違反については是正勧告を受けた場合等は、ハローワークにおいて、一定期間求人を受理しません。

(4) 過重労働相談受付集中期間の設置

令和4年 11月1日(火)から 11月5日(土)までを過重労働相談受付集中期間とし、過重労働解消に係る相談と労働基準法関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けるとともに、労働相談と労働基準法等の違反が疑われる事業場の情報提供について県民に勧奨します。

(5) 特別労働相談(電話相談)の実施

令和4年11月5日(土)を特別労働相談受付日とし、フリーダイヤルによる全国一斉の『過重労働解消相談ダイヤル』(無料)を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

[フリーダイヤル] ^{フリーダイヤル} ^{なくしましょう} ^{長い残業} 0120-794-713
[実施日時] 令和4年11月5日(土) 9:00~17:00

『過重労働解消相談ダイヤル』以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。
ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日 8:30~17:15)

イ 労働条件相談ほっとライン(委託事業)

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] ^{フリーダイヤル} ^{はい!} ^{ろうどう} 0120-811-610
[相談受付時間] 月~金 17:00~22:00
土日・祝日 9:00~21:00

[URL]<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[URL]https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(6) 過重労働解消のためのセミナーの開催

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、会場又はオンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

[URL]<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>